

青少年活動推進協議会の改編について

- ①地方青少年問題協議会法の改正
- ②京都市附属機関等の設置及び運営に関する方針の策定

【青少年活動推進協議会の改編】

- ・定数の変更(30名以内→20名以内)
- ・日頃から青少年に身近に接している方の選任。
- ・市長、副市長及び市会議員を委嘱しない。
- ・市職員を任命しない。
- ・これまで専門委員会が実質的に担っていた京都市ユースアクションプランの進行管理を行うようにするため、専門委員会から委員を選任。
- ・専門委員会は、計画策定時等に設置し、常設はしない。

青少年活動推進協議会の改編について

①地方青少年問題協議会法の改正(平成26年4月施行)

改正前	改正後
(設置) 第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に, 附属機関として, それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあっては, 特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。 (所掌事務) 第2条 地方青少年問題協議会は, 当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 青少年の指導, 育成, 保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導, 育成, 保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 2 地方青少年問題協議会は, 前項に規定する事項に関し, 当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し, 意見を述べることができる。 (組織) 第3条 地方青少年問題協議会は, 会長及び委員若干人で組織する。 2 <u>会長は, 当該地方公共団体の長をもって充てる。</u> 3 <u>委員は, 地方公共団体の議会の議員, 関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあっては, 家庭裁判所の職員を含む。)のうちから, 当該地方公共団体の長が任命する。</u> (以下略)	(設置) 第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に, 附属機関として, それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあっては, 特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。 (所掌事務) 第2条 地方青少年問題協議会は, 当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 青少年の指導, 育成, 保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導, 育成, 保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 2 地方青少年問題協議会は, 前項に規定する事項に関し, 当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し, 意見を述べることができる。 (組織) 第3条 地方青少年問題協議会は, 会長及び委員若干人で組織する。 (以下略)

・会長は地方公共団体の長をもって充てる旨の条文の廃止
 ・委員は地方公共団体の議会の議員等から任命する旨の条文の廃止 →柔軟な組織運営

青少年活動推進協議会の改編について

②京都市附属機関等の設置及び運営に関する方針の策定

(平成26年4月施行)

- ・定員は原則20名以内
- ・市職員は原則として委員に任命しない。

(委員の選任等)

第5条 附属機関等の委員の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
 - (2) 「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づき、女性委員の積極的な登用に努めること。
 - (3) 委員の定員は、原則として20名以内とすること。ただし、法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除く。
 - (4) 委員の任期は、原則として1期2年以内とすること。また、同一人の兼任は、3附属機関等(市長以外の任命権者がその委員の委嘱等を行う附属機関等を含む。)を上限とし、同一人の同一附属機関等への在任は、通算して6年を超えないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 法令(条例を含む。)の規定により委員の資格に関し特別の条件が付されている場合その他委員の選任につき選択の余地がない場合
 - イ 審議等を行う事項に関し高度に専門的な知識又は卓越した能力を有する委員である場合その他市長が特別の事情があると認める場合
 - (5) 市職員は、法令等に定めのある場合や、その専門的知識が必要である場合等特に必要がある場合を除き、原則として附属機関の委員に任命しないこと。
- 2 委員の委嘱又は依頼(以下「委嘱等」という。)に当たっては、その任期の始期及び終期を明確にするものとする。

青少年活動推進協議会の改編について

①京都市青少年活動推進協議会条例の改正(平成27年1月改正)

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方青少年問題協議会法第1条に規定する地方青少年問題協議会として、京都市青少年活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。 <u>(委員の定数)</u> 第2条 協議会の委員の定数は、<u>30人</u>以内とする。 <u>(新設)</u> (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長) 第4条 <u>会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u> <u>2 協議会に副会長を置く。</u> <u>3 副会長は、委員の互選により定める。</u> 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (専門委員) 第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が<u>委嘱し、又は任命する。</u> 3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、<u>解嘱され、又は解任される</u>ものとする。 (招集及び議事) 第6条 協議会は、会長が招集する。 2 会長は、会議の議長となる。 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(設置) 第1条 地方青少年問題協議会法第1条に規定する地方青少年問題協議会として、京都市青少年活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。 <u>(組織)</u> 第2条 協議会の委員の定数は、<u>20人</u>以内とする。 <u>2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u> (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長) 第4条 <u>(削除)</u> 協議会に<u>会長及び副会長</u>を置く。 <u>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u> <u>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u> 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (専門委員) 第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が<u>委嘱する。</u> 3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、<u>解嘱される</u>ものとする。 (招集及び議事) 第6条 協議会は、会長が招集する。<u>ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。</u> 2 会長は、会議の議長となる。 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長⁴の決するところによる。

青少年活動推進協議会の改編について

今後の青少年活動推進協議会の役割

1 地方青少年問題協議会法の規定

- (1) 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 地方青少年問題協議会は，前項に規定する事項に関し，当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し，意見を述べることができる。

2 「はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプランー第3次京都市青少年育成計画ー」の推進に当たっては，京都市青少年活動推進協議会に設置された同協議会専門委員会が，専門的な見地から，プランの推進状況について調査・検討を行ってきたが，今後は，同協議会がその役割を担うこととする。

はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプランの概要

京都市では、平成23年3月に「はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプランー第3次京都市青少年育成計画ー」を策定し、青少年の自立と成長を支援する様々な取組を推進している。

この計画は、「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン」（京都市基本計画）の分野別計画の一つであるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定される「市町村子ども・若者計画」の若者年代を対象とする育成支援計画と位置付けている。

また、この計画は、青少年施策を体系的に推進する「基本計画」と、その下に、基本計画の推進施策の中から、緊急的・重点的に取り組むべき課題を取りまとめた「行動計画」を位置付けている。

基本計画

青少年施策を網羅的に位置付け、体系的に推進

計 計画期間：平成23年度～32年度

行動計画

基本計画の推進施策のうち、緊急的・重点的に取り組む課題
(必要に応じて策定)

計画期間：平成23年度～（平成27年度末までに若干の見直し）

はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプランの概要

基本計画

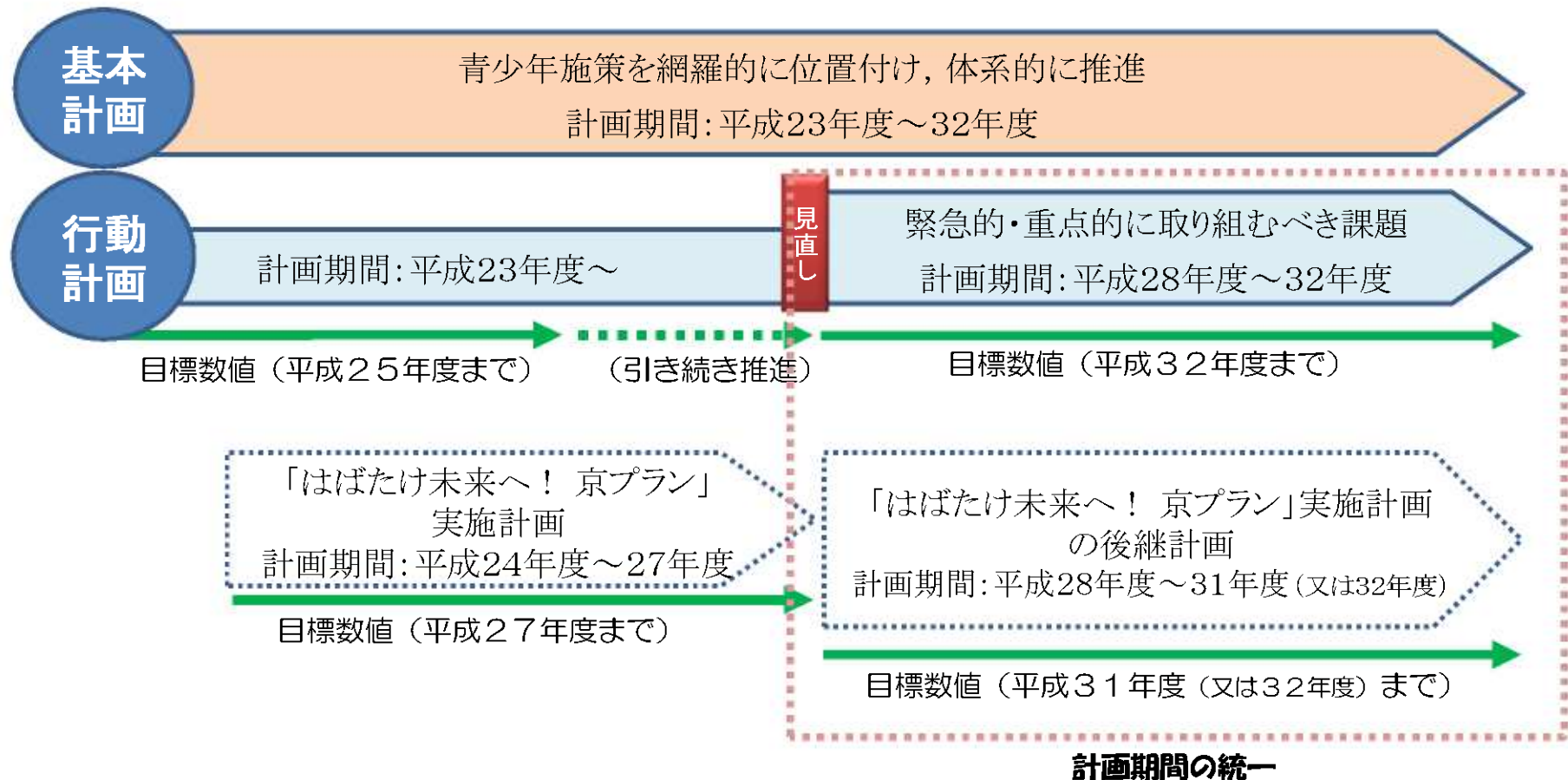
基本方針		施策の基本方向
1	「若き市民」としての青少年の自主的な活動の促進	1-1 未来を切り拓く創造力を養うための体験の機会の充実 1-2 生きる力を養うキャリア教育の推進 1-3 青少年のチカラを活かした共生社会の実現 1-4 社会を形成する主体としての活動促進
2	課題に直面する青少年の総合的支援の推進	2-1 青少年の自らの力を伸ばす支援策の推進 2-2 個々の就業課題に対応した支援策の推進
3	社会全体で青少年の成長を支援する環境づくり	3-1 活動の場づくりとその支援 3-2 人的支援とネットワークづくり 3-3 社会環境づくりの推進

行動計画

基本方針		施策の基本方向
I	生き方デザイン形成支援	I-1 生き方デザイン形成(自分づくり)の支援 I-2 青少年のチカラを活かした社会づくり I-3 情報共有のしくみづくり
II	困難を有する青少年がよりよく生きるための支援	II-1 早期対応 II-2 解決支援

行動計画の見直しについて

①行動計画の見直し



行動計画の見直しについて

②数値目標に基づく推進

行動計画の数値目標 (平成25年度まで)		平成25年度実績
青少年活動センターにおける地域交流事業	48件(平成21年度実績) →55件	60件
青少年活動センターで活躍するボランティア数	664人(平成21年度実績) →800人	794人
青少年が参画している審議会等の割合	17.1%(平成21年度実績) →18.0%	11.9%
ユースアクションプラン認証事業数	121件(平成21年度実績) →135件	135件
若者サポートステーションにおける、就職等進路決定者	→平成24年度と25年度の 累計216人	239人 〔平成24年度〔98人〕と25年度 〔141人〕の累計実績〕
子ども・若者総合支援事業の取組により、自立に向け改善した青少年の割合	→30%	70%

行動計画の見直しについて

②数値目標に基づく推進

行動計画の数値目標 (平成25年度まで)			「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画の 数値目標(平成27年度まで)		行動計画(改 定版)
青少年活動センターにおける 地域交流事業	48件 →55件		引き続き推進		
青少年活動センターで活躍す るボランティア数	664人 →800人	➡	青少年活動センターで活躍す るボランティア数	→890人	「はばたけ 未来へ！ 京プラン」 実施計画 の後継計画
青少年が参画している審議会 等の割合	17.1% →18.0%	➡	青少年が参画している審議会 等の割合	→19%	
ユースアクションプラン認証事 業数	121件 →135件		引き続き推進		これまでの 目標数値の 項目を継承 した新たな 数値目標の 設定
若者サポートステーションにお ける, 就職等進路決定者	→平成24年 度と25年度の 累計216人	➡	若者サポートステーションにお ける, 就職等進路決定者	→平成24 年度からの 累計432人	
子ども・若者総合支援事業の 取組により, 自立に向け改善し た青少年の割合	→30%	➡	自立に向け改善した青少年の 割合	→30%	
			青少年モニターの意見回収率	→60%	

行動計画の見直しについて

- ◆平成27年度末までに見直し
- ◆大幅な改定は行わず，若干の見直し
- ◆見直しのポイント
 - ①目標数値の見直し
 - ②特定の重点項目の内容の見直し
 - ③新たな取組の追加
 - ・タイムリーに対応する必要がある取組の追加
 - ・京都ならではの取組の追加

行動計画の見直しについて

見直しのポイント

①目標数値の見直し

行動計画の数値目標 (平成25年度まで)		平成25年度実績	達成状況	見直し案
青少年活動センターにおける地域交流事業	48件(平成21年度実績) →55件	60件	目標達成	→継続
青少年活動センターで活躍するボランティア数	664人(平成21年度実績) →800人	794人	目標ほぼ達成	→継続
青少年が参画している審議会等の割合	17.1%(平成21年度実績) →18.0%	11.9%	目標未達成	→推進方法を再検討
ユースアクションプラン認証事業数	121件(平成21年度実績) →135件	135件	目標達成	→継続
若者サポートステーションにおける、就職等進路決定者	→平成24年度と25年度の累計216人	239人 平成24年度〔98人〕と25年度〔141人〕の累計実績	目標達成	→継続
子ども・若者総合支援事業の取組により、自立に向け改善した青少年の割合	→30%	70%	目標達成	→目標値が低いため再検討

行動計画の見直しについて

見直しのポイント

②特定の重点項目の内容の見直し

行動計画の項目		具体的取組	
Ⅰ 生き方デザイン形成支援	② 青少年のチカラを活かした社会づくり	市政参加の促進	これまでの実績を踏まえ、方向性の再検討
	① 早期対応	青少年施設の居場所機能の強化	これまでの実績を踏まえ、更なる推進の検討
Ⅱ 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援	① 早期対応	子ども・若者総合支援事業の取組の実施	これまでの実績を踏まえ、引き続き推進（プランの項目の整理）
	② 解決支援	若者サポートステーションでの取組の実施	

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

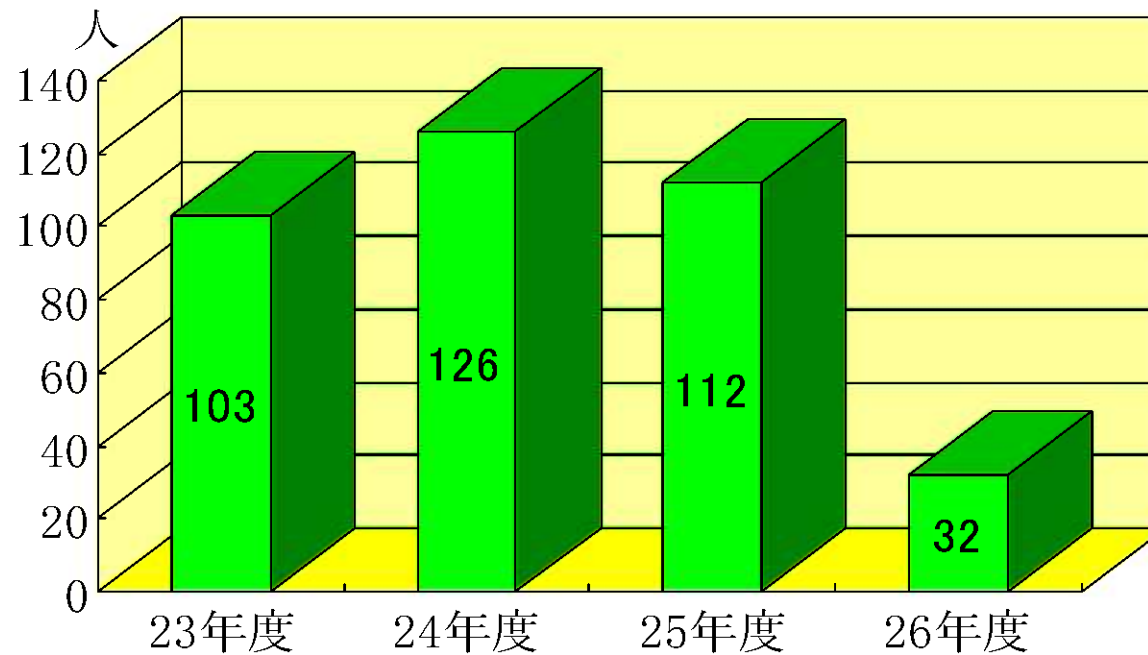
青少年が市政やまちづくり活動に積極的に参加し、人との交流の中で知恵や力を融合させ、魅力と個性に溢れた未来の京都を共に築いていくボランティアの活動を促進していきます。	区役所主催・共催事業における学生ボランティア活用促進 など
活動していない層に対し、青少年が自ら考え行動できる主体であることに気づくためのアプローチとして、 市政に触れる機会を提供 します。	青少年モニター制度の実施 など
庁内の各種審議会や検討委員会において、次代を担う「若き市民」が、社会の形成者として、 大人が感じられない多様な感性を発揮して社会を活性化させるため、青少年の参画の推進 を図ります。 また、参画している青少年に対し、交流会の開催や青少年活動に関する情報提供などによるサポートを行うとともに、同世代への活動報告の機会を設け、活動していない層への働きかけとします。	青少年の意見を市政に反映する機会の推進 など
「社会づくり」にかかわる幅広い分野において、青少年を対象に、具体的に課題を絞った提案募集を行います。とりわけ、青少年を対象としている事業や、青少年が多く利用する施設については、 積極的に青少年の意見を取り入れるよう努めます。	青少年モニター制度の実施(再掲) など

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

＜青少年モニター登録人数＞

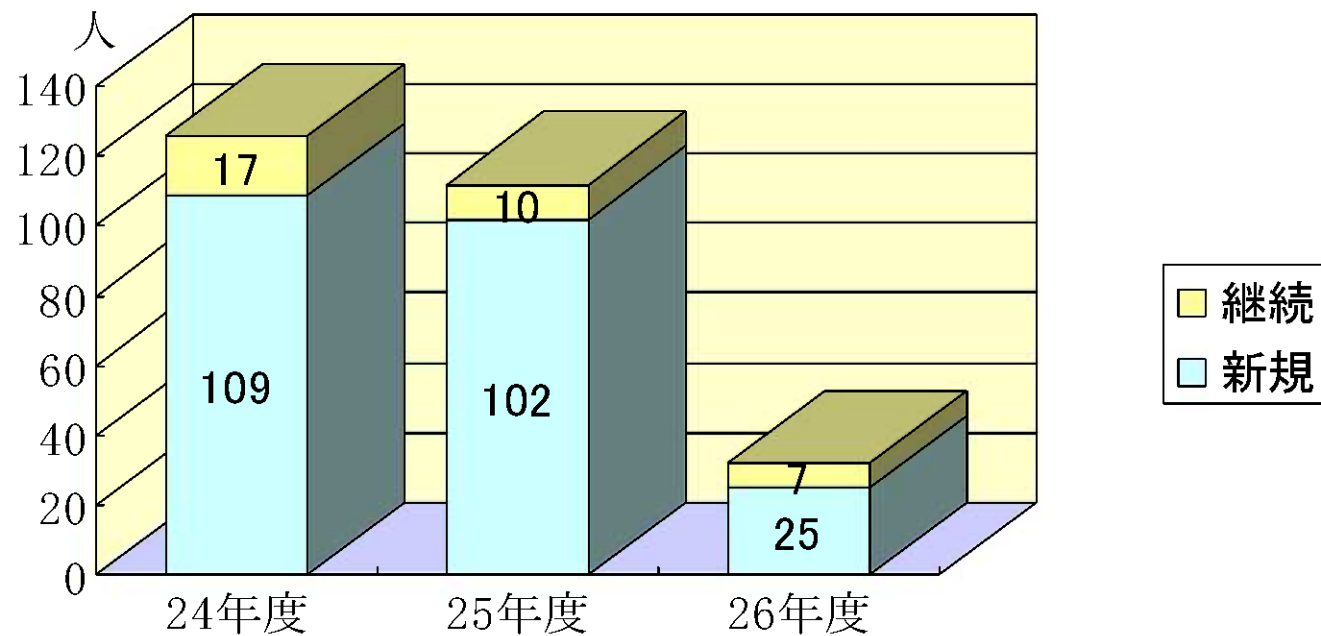


行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

<参考：青少年モニター登録者の新規・継続内訳>

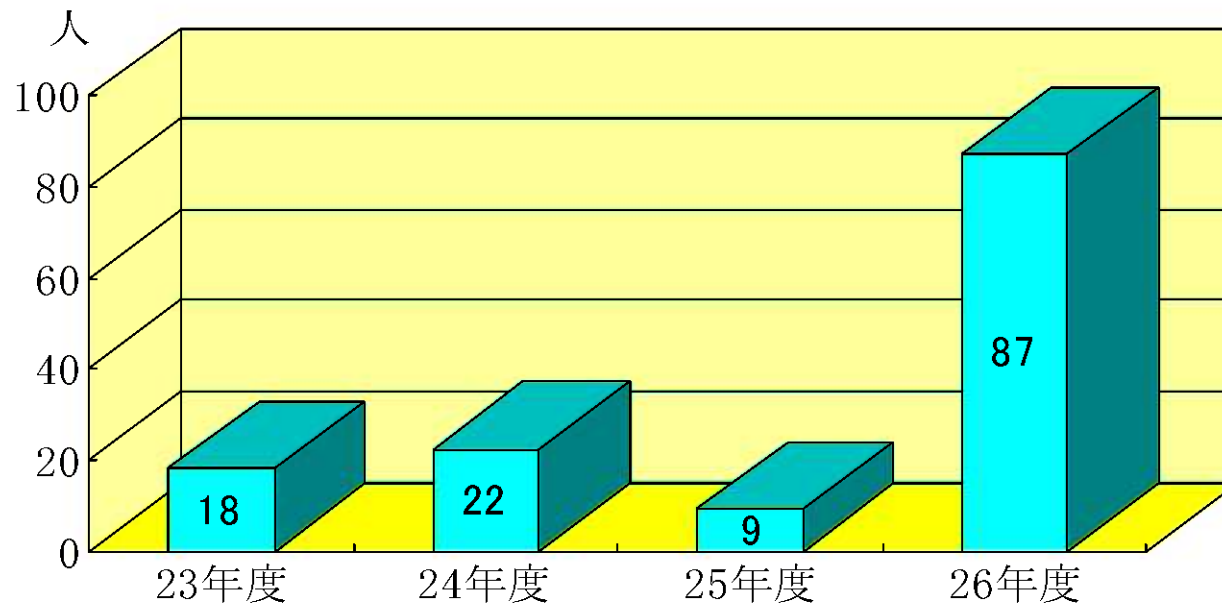


行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

＜青少年モニター制度ワークショップ参加延べ人数＞



※26年度は大学の授業等で開催

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

< 青少年モニター制度ワークショップテーマ >

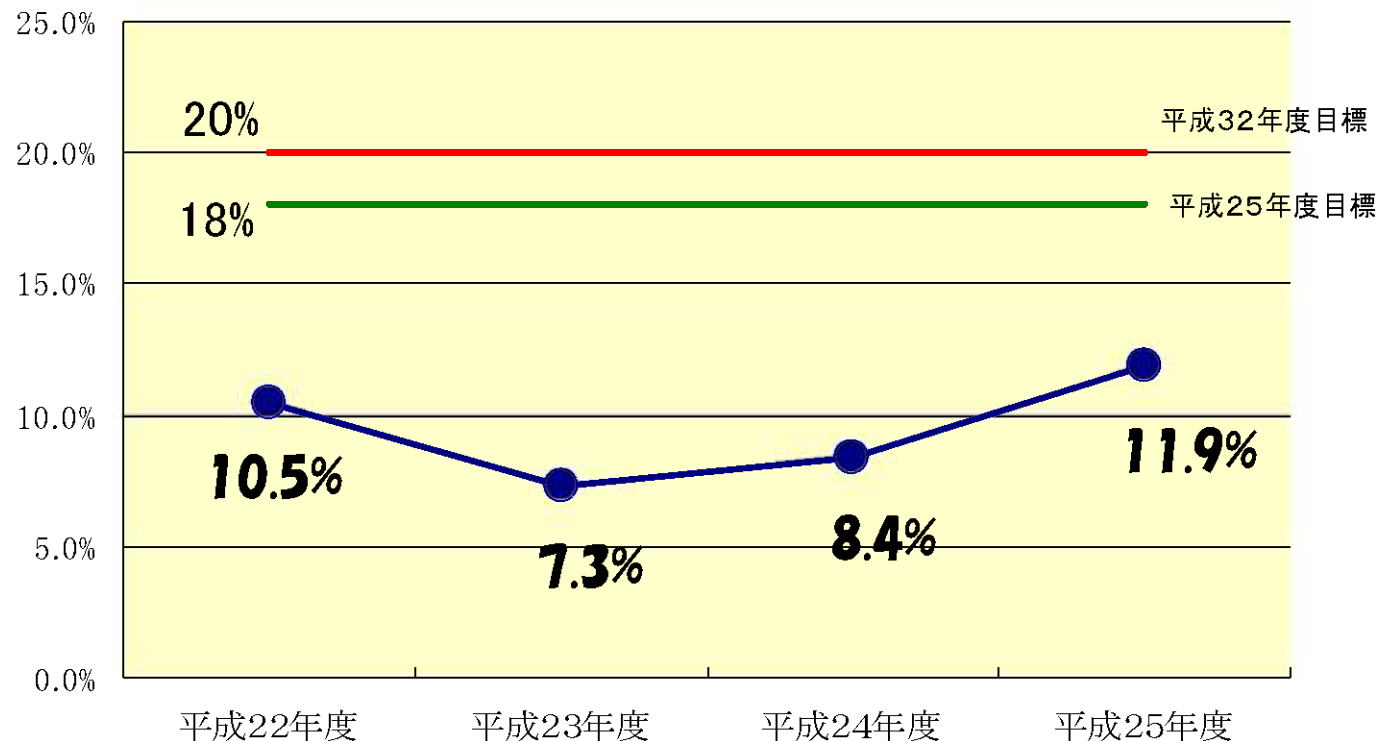
23年度	文化芸術都市創生計画の中間見直し	「京都市成人の日記念式典」ホームページの充実	農林振興室のホームページ	ごみの減量
24年度	大学のまち京都・学生のまち京都推進計画	デートDV防止啓発	ストップ！迷惑駐輪	
25年度	中学生の読書活動の促進	ペットを飼う前に考える	子育て支援施策，児童虐待防止のための若年層向けの啓発	
26年度	より効果的な薬物乱用防止啓発活動を行うために (※大学の授業の中で実施)	青少年のチカラを活かした社会づくりに向けて，「市政への若い世代からの意見反映」に関するアイデア募集		

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

＜青少年(13歳～30歳)が1人以上参加している審議会の割合＞



行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

②青少年のチカラを活かした社会づくり 市政参加の促進

＜これまでの青少年活動推進協議会専門委員会が出された意見＞

平成25年度

- ・ 青少年の意見の施策への反映と活用
- ・ 区役所の取組等における，青少年の主体性が発揮される仕組みづくり
- ・ 学校との連携
- ・ 審議会に参加する青少年の割合の目標の見直し
- ・ 青少年モニター制度の仕組みや方向性を見直し
- ・ 市政参加として，行政への参加だけでなく，政治参加も検討

平成26年度

- ・ 青少年からの意見をしっかり施策に取り入れることが重要
- ・ 審議会への青少年登用について，市役所庁内でのルールづくりを検討 など

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

Ⅱ 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援	① 早期対応	青少年施設の居場所機能の強化
相談事業の充実や青少年ボランティア等による中学生の学習支援を行います。		青少年活動センターにおける中学学習会の推進 など

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

Ⅱ 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援

① 早期対応

青少年施設の居場所機能の強化

<青少年活動センター等における中学生学習支援事業>

青少年活動センター等における中学生学習支援事業【現状】

生活保護世帯において進学を目指す中学生（主に3年生）を対象に、BBS会及び地域のNPO等の団体の協力を得て、大学生を中心とするボランティアが中学生の学習支援を行っている。

平成24年度から	北，山科，南，洛西，伏見
平成25年度から	中京，右京，醍醐
平成26年度から	左京

平成26年度上半期実績

延べ開催回数：212回
延べ参加人数：1,010人

<青少年活動推進協議会専門委員会が出された意見>

- ・ボランティアが学習支援の趣旨や効果を意識する仕組みを作っていくことが必要
- ・今は生活保護世帯を対象としているが、今後はもう少し広い層を対象とすることを検討
- ・高校進学後の学習支援も大切 など

行動計画の見直しについて

②特定の重点項目の内容の見直し

Ⅱ 困難を有する 青少年がよりよく 生きるための支援	① 早期対応	学校と連携した早期の情報提供
	② 解決支援	子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の 重点取組 子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化 情報提供の推進 適切な支援を行うための支援者の資質向上

行動計画の見直しについて

＜青少年活動推進協議会専門委員会で出された意見＞

- ・引き続き推進することが必要
- ・本人が持っている困難だけでなく、本人を取り巻く困難についても支援することが重要

②特定の重点項目の内容の見直し

Ⅱ 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援 早期対応と解決支援の区分を外して、どちらも解決支援の枠組みに変更。	① 早期対応	学校と連携した早期の情報提供
		進路未決定状態での中学卒業者等の相談窓口への誘導と支援 高等学校へのキャリアコンサルタントの派遣の実施
	② 解決支援	子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組
		進路未決定状態での中学卒業者及び高校中退者等への支援 ひきこもり状態で社会から孤立している子ども・若者への支援 その他機関連携による総合的支援がとりわけ必要な子ども・若者への支援 支援地域協議会内の情報の共有化
		子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化
		NPO等の民間支援団体との連携強化
		情報提供の推進
		直接的な情報提供の推進 間接的な情報提供の推進
		適切な支援を行うための支援者の資質向上
		子ども・若者総合相談窓口の「総合相談員」に対する研修の実施 指定支援機関の「支援コーディネーター」に対する研修の実施

行動計画の見直しについて

見直しのポイント

③新たな取組の追加

- ・タイムリーに対応する必要がある取組の追加

項目	具体的内容(例)
インターネット・スマートフォン利用に係る非行対策	インターネットやスマートフォン利用に起因する青少年の被害が深刻な問題となっており、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できる環境づくりを促進する必要がある。
危険ドラッグ等による犯罪の被害・トラブル等の未然防止	危険ドラッグをはじめとする、薬物の乱用に起因する事故・事件の発生が社会的な問題となっている。青少年に対し、正しい認識の周知徹底等が急務である。

行動計画の見直しについて

見直しのポイント

③新たな取組の追加

・京都ならではの取組の追加

項目(例)	基本計画での推進施策(例)
青少年が京都の歴史と伝統を受け継ぐ	京都の歴史と伝統に触れる体験学習の推進
青少年が京都の自然を守る	自然と触れ合える野外活動の推進
青少年が京都で働く	多様な職業観を育てる機会の充実
	起業・就業の支援
	産業や文化の新たな担い手の育成
青少年が京都の地域社会に参画する	地域社会への参加の促進

行動計画の見直しについて

見直しのポイント

③新たな取組の追加

- ・タイムリーに対応する必要がある取組の追加

＜参考＞市民生活実感調査の結果

市民生活実感調査は、毎年度、20歳以上の市民3,000人を対象に実施されており、平成26年度調査の結果、「青少年の成長と参加」の政策分野の総合評価は、27ある政策分野のうち最下位であった。

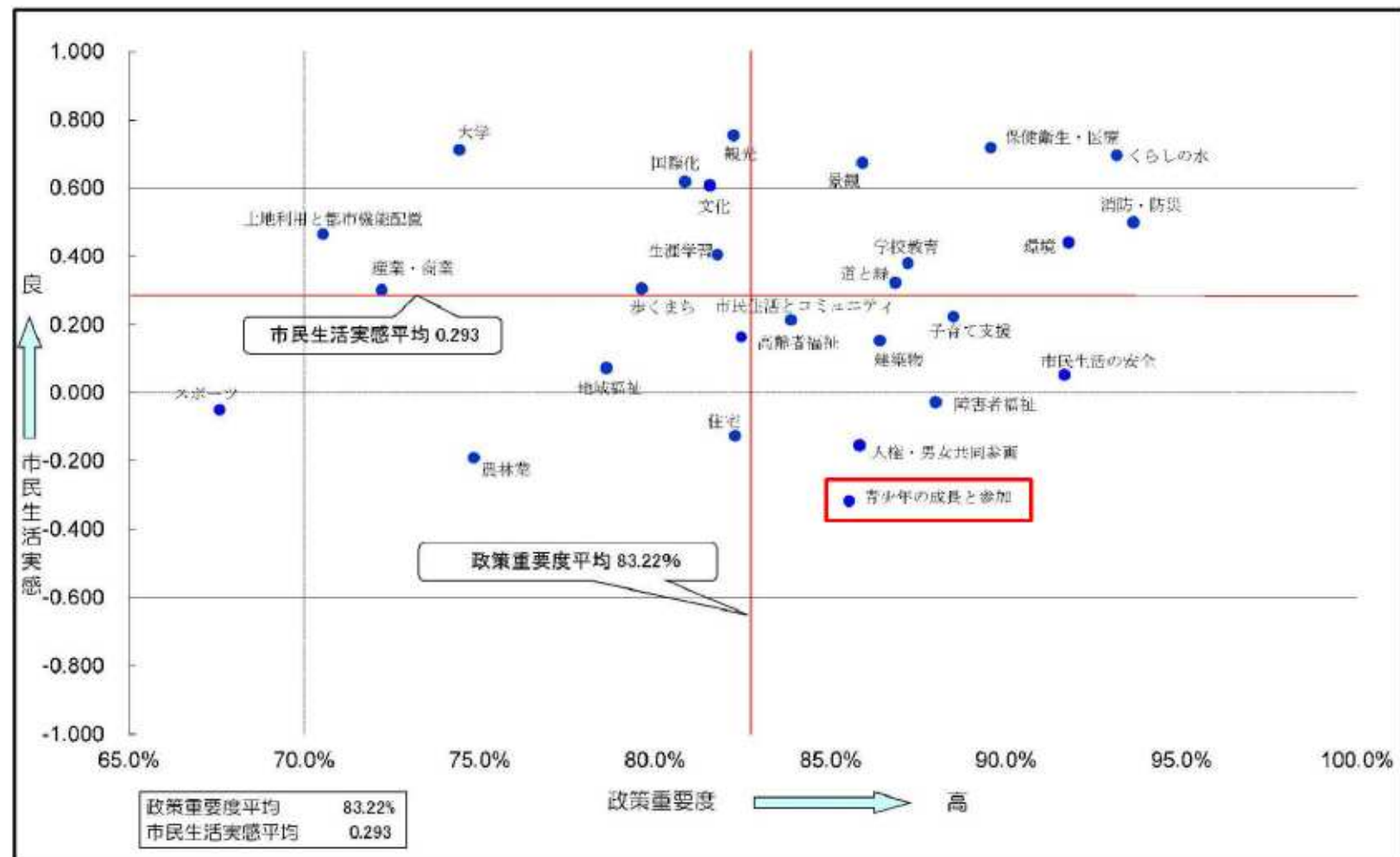
一方、政策の重要度については、27ある政策分野のうち13位であった。

行動計画の見直しについて

＜参考＞市民生活実感調査の結果

政策重要度と市民生活実感のマトリックス

政策重要度：回答数÷有効回答者数
市民生活実感：政策ごとの生活実感の平均数値



行動計画の見直しについて

＜参考＞市民生活実感調査の結果

青少年の成長と参加

Q6. 青少年が社会体験を通して「生きる力」を伸ばせている。

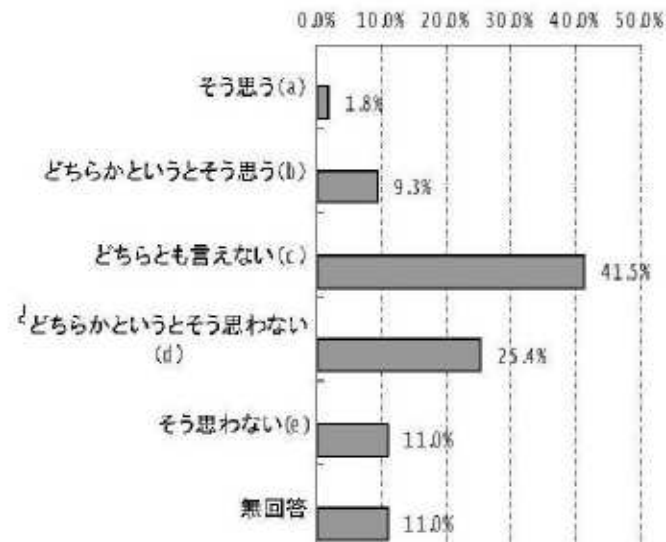
回答者数547



青少年の成長と参加

Q7. 青少年が自分の生き方や将来像を思い描けている。

回答者数547



青少年の成長と参加

Q8. 青少年の成長を支援する社会環境と青少年を受け入れる居場所がある。

回答者数547

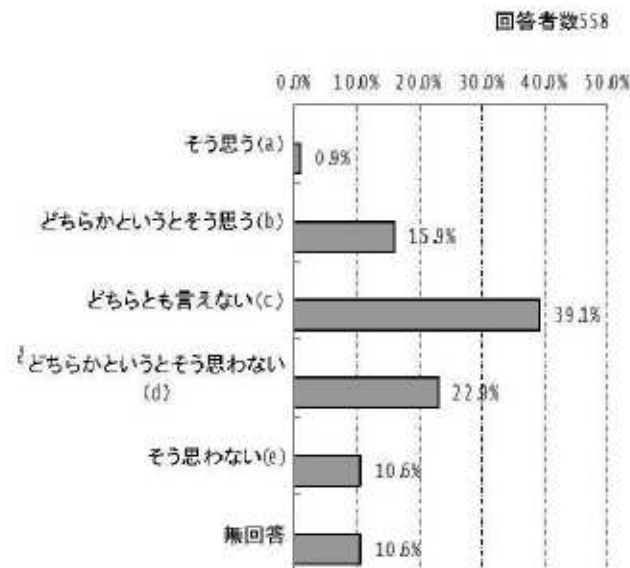


行動計画の見直しについて

＜参考＞市民生活実感調査の結果

青少年の成長と参加

Q7. 青少年が社会の幅広い分野にかかわり、意見や活力が活かされている。



青少年の成長と参加

Q8. 青少年がニート、不登校などの課題に直面したときに信頼して相談できる場所があり、支援がされている。

